

別紙

諮問第1271号、第1272号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定及び本件非開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「軽油の製造承認申請に係る申請書の様式一式及びその利用者向け手引書等の付随文書」の開示を求める本件開示請求1及び「〇〇都税事務所において運用する軽油製造承認に関する問合せに対する対応マニュアル」の開示を求める本件開示請求2に対し、東京都知事が平成31年2月13日付けで行った本件開示決定及び同月20日付けで行った本件非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1に対し、「軽油引取税製造承認等申請書（地方税法施行規則様式第16号の31様式）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件開示決定を行った。本件開示請求1における軽油の製造承認申請とは、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）144条の32第1項1号又は2号に該当する軽油の製造等の承認（以下「製造承認」という。）を受けるための申請であると解し、製造承認の手続について定めた地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）8条の42第1項に規定する申請書の様式である本件対象公文書を特定したものである。

なお、本件開示請求1のうち、軽油の製造承認申請に係る申請書の利用者向け手引書については、存在しないことを確認し、別途、非開示の決定を行っている。

また、実施機関は、本件開示請求2により開示を求められた文書（以下「本件請求文書」という。）について、開示請求時に審査請求人へ確認した内容に基づき、製造承認に関する問合せに対応するためのマニュアルとして運用されている文書であると解して調査を行っ

たが、該当する文書は確認できなかったとして、文書の不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年4月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年6月28日に実施機関から理由説明書を、令和2年8月20日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年2月18日（第215回第一部会）から同年4月20日（第216回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1271号及び第1272号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 軽油引取税における製造承認について

法144条の32第1項において、同項各号に掲げる軽油の製造等を行う者は、製造等を行う場所の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならないと定められている。これにより、都道府県知事が製造等の実態を把握できるようにすることで、軽油引取税の課税の適正化を図ることを目的とするものである。

同項1号又は2号に該当する製造承認の手続は、施行規則8条の42に定められ、申請については同条1項において、「第16号の31様式による承認申請書」に「過去における炭化水素油の製造の状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況及び炭化水素油の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備の詳細を記載した書面」の3点の書類を添付して、都道府県知事に提出する旨が定められている。

ウ 本件開示決定及び本件非開示決定の妥当性について

(ア) 本件開示決定について

実施機関は、本件開示請求 1 に対し、本件対象公文書を特定し、本件開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書の他にも「一式」に含むべき様式があることがわかれるとして、例えば事務処理要領等の文書において提出書類の参考例を示し、これに基づき事務を行っているのであれば、当該文書は実質的には参照すべき様式として本件において特定されるべきであると主張する。

実施機関の説明によると、製造承認の手續に係る様式については、施行規則 8 条の 42 第 1 項に定める提出書類のうち、施行規則様式として定める申請書を本件対象公文書として特定したものであるが、3 点の添付書類については様式の定めがないとのことである。また、法令や通達による書式の定めもないため、実施機関では特段の様式を定めず、施行規則 8 条の 42 第 1 項の内容を証明するに足りる書類の提出を求めることとしていると説明する。

さらに、実施機関は、法及び東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号）において上記提出書類以外に必要書類として明記されている書類はないが、手續の過程で確認を要する事項があれば追加資料を提出させることはあると説明する。

この点について、審査会が実施機関に対し更に説明を求めたところ、確認を要する事項に応じて、その都度個別に対応しているものであることが確認された。

双方の主張を踏まえて審査会が検討するに、製造承認の手續に係る法、施行規則等の規定において、本件対象公文書以外に様式の定めがないことが確認できている。また、事務処理の実態に基づき文書の有無を調査した結果、本件対象公文書以外に請求にかなう公文書は存在しないことを確認したとの説明が実施機関からあり、その調査方法に不十分な点はないと認められることから、本件開示請求 1 に対し、実施機関が行った本件開示決定は、妥当である。

(イ) 本件非開示決定について

実施機関は、本件開示請求 2 に対し、本件請求文書の不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件において特定されるべき文書は必ずしも問合せに対応するためのマニュアルとして制定されていることを要するものではなく、事務処理要領等の文書において問合せに対応する注意事項等が記載されているものがあれば、当該文書を特定すべきであると主張する。

実施機関の説明によると、製造承認については法 144 条の 32 の規定及び総務省の通知において基準が明確化されており、必要書類についても施行規則 8 条の 42 に定めがあること、加えて、実際の申請件数も少数であることから、問合せに対応するためのマニュアルを作成する必要がなく、実際に作成していないとのことである。また、審査請求人がいう事務処理要領に関し、軽油引取税標準事務処理要領は製造承認等の事務処理や承認要件等が記載されているものであり、問合せに対応する注意事項は記載されていないと説明する。

この点について、審査会が同要領を入手して見分したところ、法令の規定や職員の事務処理上の留意事項等が記載されたものであって、問合せ対応のマニュアルに相当する記載はないことが確認された。

さらに、実施機関は、保有する文書で製造承認に関するもののうち、〇〇都税事務所において運用可能な文書を対象として調査を行ったが、本件請求文書に該当する文書は作成及び保有していないと説明している。

双方の主張を踏まえて審査会が検討するに、問合せ対応のマニュアル作成の要否については法、施行規則等に規定されておらず、事務処理の必要に応じて作成されると思料されることから、事務処理の実態を踏まえれば、製造承認に関する問合せ対応のマニュアルは作成の必要がないため作成していないとする実施機関の説明は首肯できるものである。また、事務処理要領等の文書において問合せ対応のマニュアルに相当する記載がないことが確認でき、実施機関によるその他関連文書の調査方法にも不十分な点はないと認められることから、本件開示請求 2 に対し、実施機関が本件請求文書の不存在を理由として行った本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子